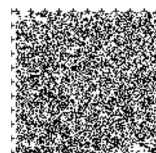


第7期嘉麻市障がい福祉計画・  
第3期嘉麻市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

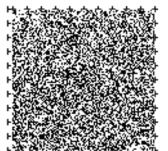
令和6年3月  
嘉 麻 市





# 目次

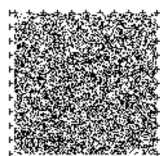
第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	2
第2節	計画の位置づけ	5
第3節	計画の期間	6
第4節	計画の策定と推進の方法	7
1	計画の策定方法	7
2	計画の推進方法	8
(1)	庁内ならびに関係機関との連携強化	8
(2)	国や県、近隣市町との連携強化	8
(3)	さまざまな組織・団体との協働体制強化	8
(4)	広報・啓発活動の推進	9
(5)	点検及び評価	9
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	11
第1節	人口・世帯の状況	12
1	人口構成の状況	12
2	世帯構成の状況	13
第2節	障害者手帳所持者などの状況	14
1	身体障がいのある人の状況	14
2	知的障がいのある人の状況	15
3	精神障がいのある人の状況	16
4	難病患者の状況	17
5	障がいのある子ども・発達障がい等の支援の状況	18
第3章	令和8年度に向けた成果目標	21
1	施設入所者の地域生活への移行	22
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	23
3	地域生活支援の充実	24
4	福祉施設から一般就労への移行等	25
5	障がい児支援の提供体制の整備等	27
6	相談支援体制の充実・強化等	29
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	30



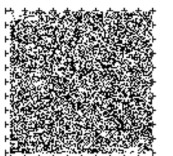
第4章 障がい福祉サービス .....	31
第1節 訪問系サービス .....	33
第2節 日中活動系サービス .....	36
第3節 居住系サービス .....	41
第4節 相談支援 .....	43
第5節 障がい児通所支援 .....	45
第6節 障がい児相談支援 .....	47
 第5章 地域生活支援事業 .....	 49
第1節 必須事業 .....	51
第2節 任意事業 .....	56
 資料編 .....	 59
1 嘉麻市障がい者施策推進協議会条例 .....	60
2 嘉麻市障がい者施策推進協議会委員名簿 .....	62
3 計画策定の経緯 .....	62
4 用語解説 .....	63

本文中、「障がい福祉サービス\*などについては、・・・」のように、「\*」がついている言葉については、巻末の「資料編 4 用語解説」のなかで、用語の説明を行っています。

Uni-Voice をご利用の際は、アプリをアップデートしてご利用ください。以前のバージョンのアプリだと正確に読み上げない場合があります。



# 第1章 計画の策定にあたって



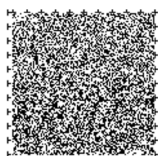
## 第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、基本的な人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活および社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

障がい福祉サービス\*などについては、平成15年度より、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度\*に転換した後、平成18年度の障害者自立支援法\*の施行により、身体障がいおよび知的障がいのある人に加え、支援費制度\*の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成25年度には、障害者自立支援法\*が改正され、障害者総合支援法\*が施行されました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成24年度施行の改正児童福祉法\*により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等デイサービスなどが創設されました。また、平成30年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、児童福祉法\*の定めにより、市町村において障がい児福祉計画を策定することになりました。

嘉麻市においては、障害者自立支援法\*（平成25年度以降は障害者総合支援法\*）に基づく「嘉麻市障がい福祉計画」の第1期計画（平成18年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）、第3期計画（平成24年度～26年度）、第4期計画（平成27年度～29年度）、第5期計画（平成30年度～令和2年度）、第6期計画（令和3年度～令和5年度）、児童福祉法\*に基づく「嘉麻市障がい児福祉計画」の第1期計画（平成30年度～令和2年度）、第2期計画（令和3年度～令和5年度）により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。



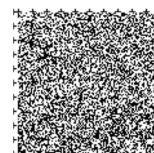
第6期計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした嘉麻市の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「第7期嘉麻市障がい福祉計画および第3期嘉麻市障がい児福祉計画（令和6年度～8年度）」（以下、「本計画」）を策定し、嘉麻市における障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」及び「障がいのある子ども」は、「障害者総合支援法\*」に基づきサービス給付などを受ける障がいのある人を示しています。「障がいのある人」は、「障害者総合支援法\*」第4条第1項で、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である人と定義されています。「障がいのある子ども」は、「障害者総合支援法\*」第4条第2項で、児童福祉法\*第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である人と定義されています。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

【国の動向】（平成25年以降）

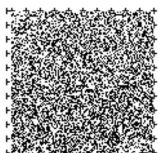
年	主な制度・法律	主な内容
平成25年	障害者総合支援法*の施行 （障害者自立支援法*の改正）	・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病*等を追加）
	障害者優先調達法*施行	・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務づけ
平成26年	障害者権利条約*の批准	・障がいのある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約*」を批准
平成27年	難病*の患者に対する医療等に関する法律の施行	・医療費助成の対象となる指定難病*の範囲を拡大



第1章 計画の策定にあたって  
第1節 計画策定の背景と趣旨

【国の動向】（平成28年以降）

年	主な制度・法律	主な内容
平成28年	障害者差別解消法*の施行	・障がい者を理由とする差別を解消するための合理的配慮*の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法*の施行 ※一部平成30年4月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮*の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神に障がいのある人を追加
	成年後見制度利用促進法*の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定
	【改正】発達障害者支援法*の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成30年	【改正】障害者総合支援法*及び児童福祉法*の施行	・障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
	障害者文化芸術推進法*の施行	・障がいのある人の文化芸術活動を推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
令和元年	【改正】障害者雇用促進法*	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
令和2年	【改正】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*	・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進 ・バリアフリー*基準適合義務の対象拡大
令和3年	【改正】障害者差別解消法* ※一部令和6年4月施行	・事業者による社会的障壁*の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
令和4年	【改正】難病法	・難病患者に対する適正な医療の充実及び療養生活支援の強化
令和5年	【改正】障害者総合支援法*	・障がい者等の地域生活の支援体制の充実
	【改正】精神保健福祉法	・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
	【改正】障害者雇用促進法*	・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
	【改正】児童福祉法*	・小児慢性特定疾病児童に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化





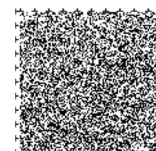
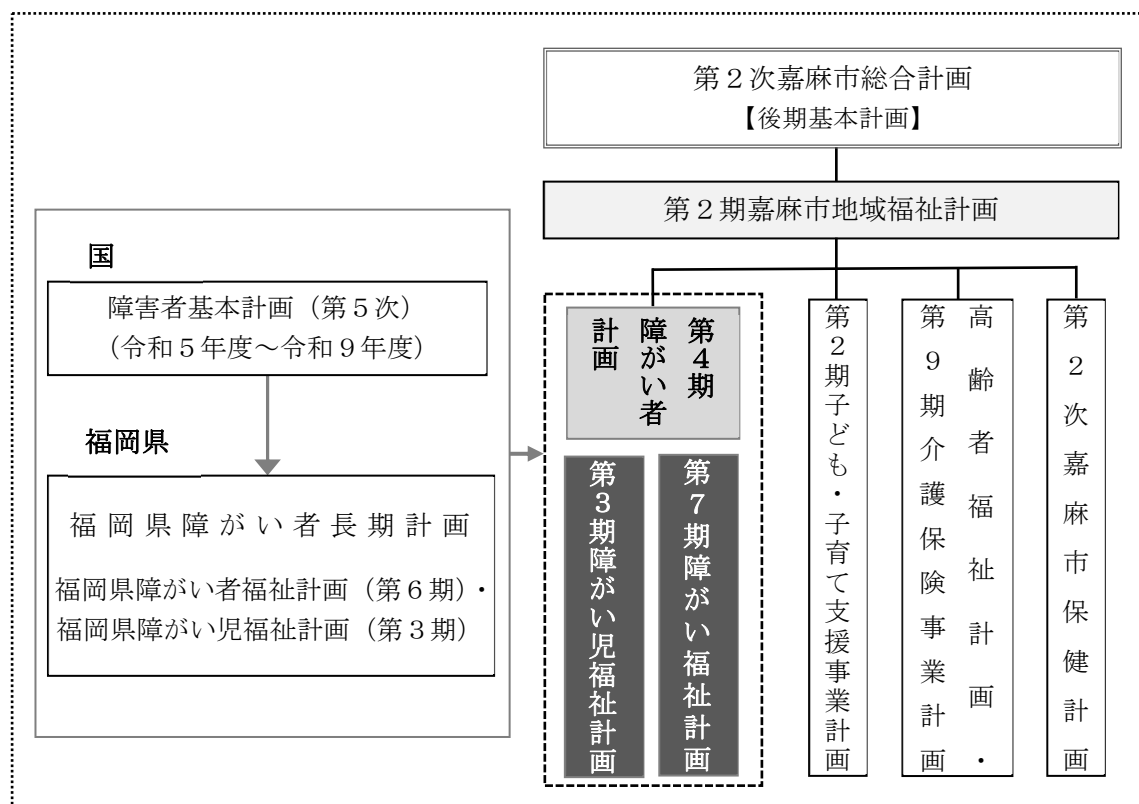
## 第2節 計画の位置づけ

嘉麻市障がい福祉計画は、障害者総合支援法\*第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、また、嘉麻市障がい児福祉計画は、児童福祉法\*第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として策定します。また、嘉麻市では、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を一体的な計画として策定するものとします。

障害者基本法\*に基づく「嘉麻市障がい者計画」が嘉麻市における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として位置づけられます。

障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や「福岡県障がい者福祉計画」、また、嘉麻市における上位計画である「嘉麻市総合計画」との整合を図りつつ、「嘉麻市障がい者計画」や、「嘉麻市地域福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

### ■ 計画の位置づけ

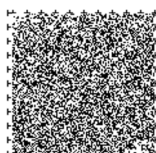
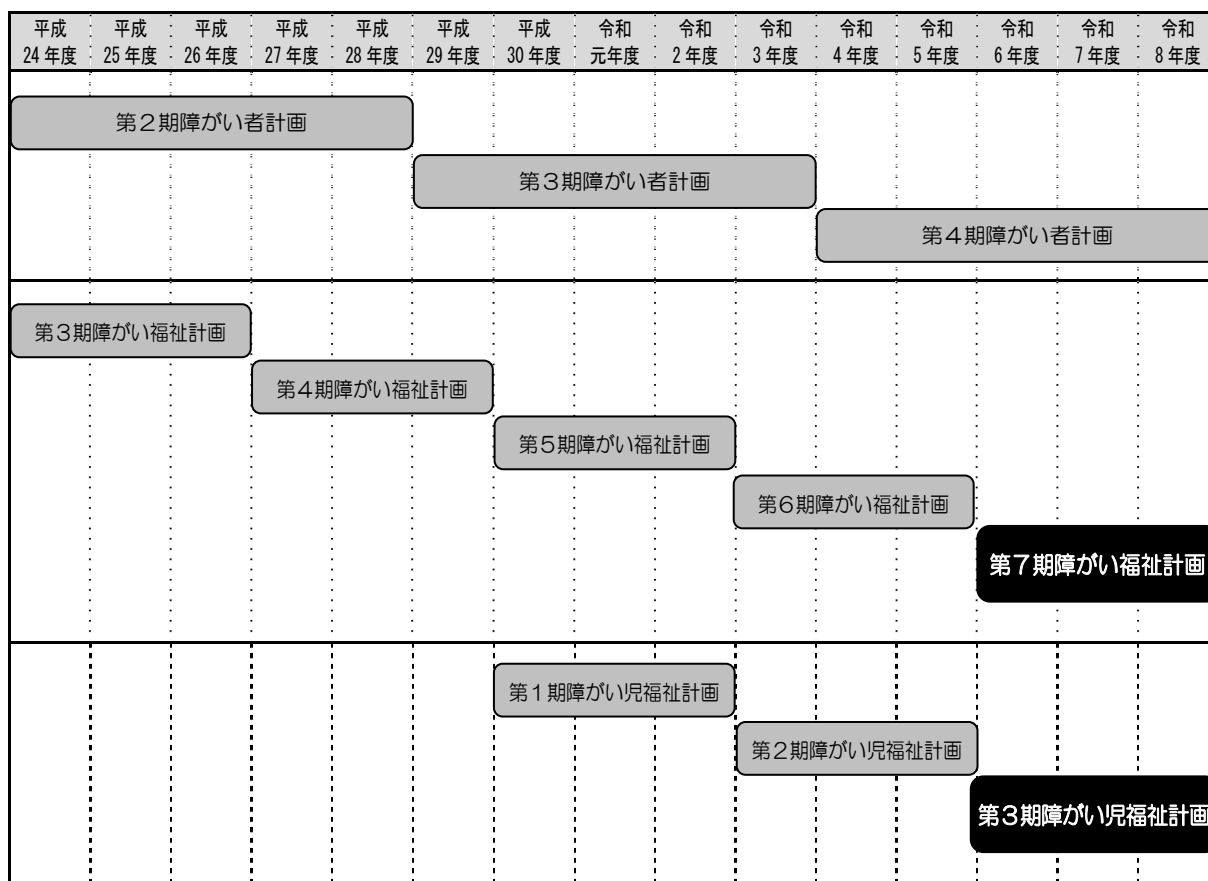


## 第3節 計画の期間

第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

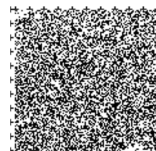
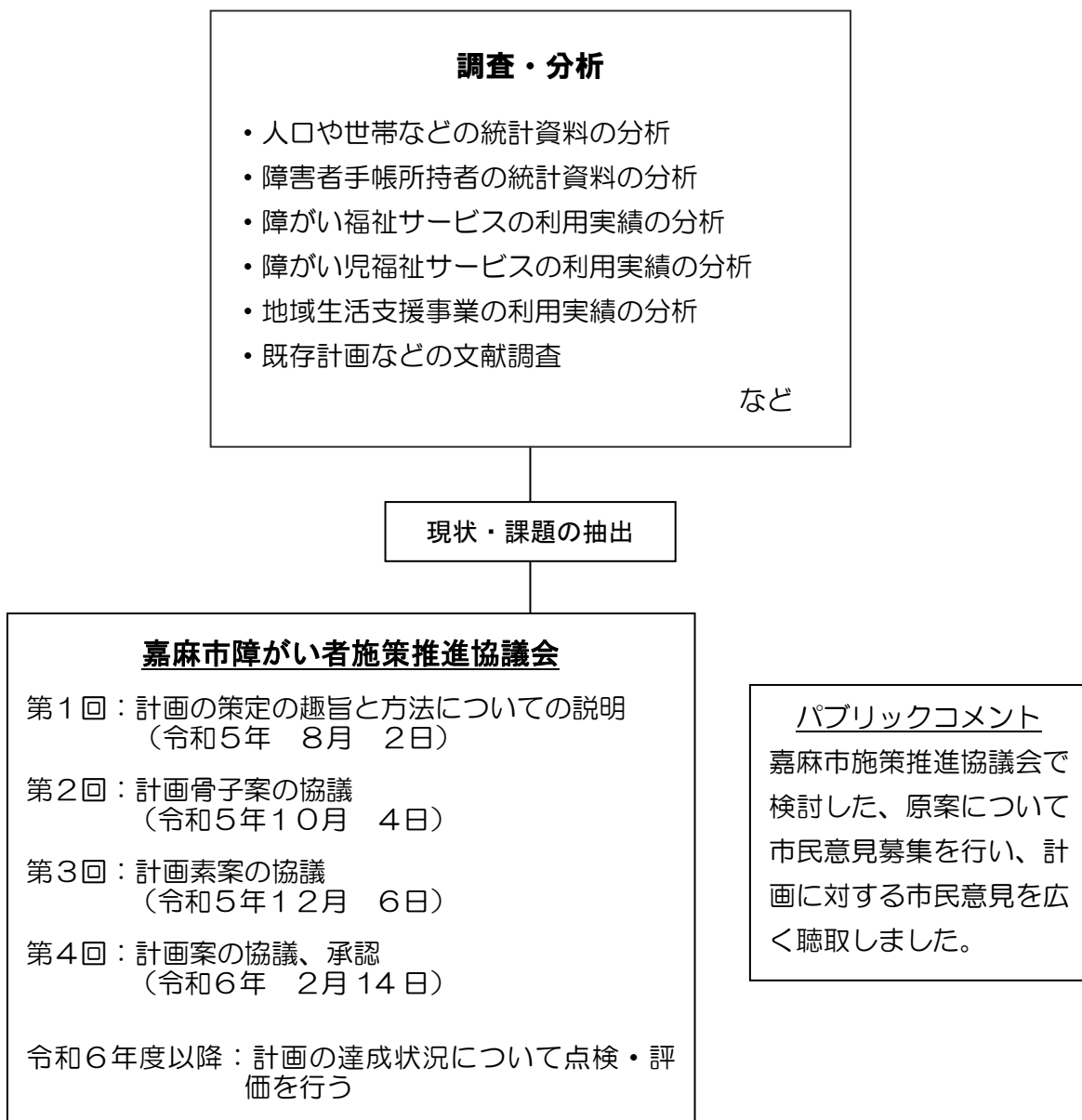
ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

＜計画の期間＞



## 第4節 計画の策定と推進の方法

### 1 計画の策定方法



## 2 計画の推進方法

### (1) 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、社会福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係部署との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

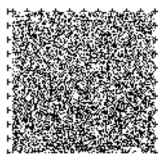
### (2) 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの充実と機能強化を図っていくとともに、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

### (3) さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい者基幹相談支援センターおよび相談支援事業所、障がい福祉サービス\*事業所や障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。



#### (4) 広報・啓発活動の推進

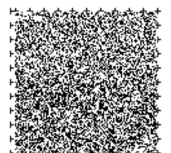
本計画に基づく施策を推進し、共生社会\*を実現するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル\*」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、障がい者基幹相談支援センターおよび相談支援事業所、障がい福祉サービス\*事業所や障がい児通所施設事業所、社会福祉協議会などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー\*」の実現をすすめます。

#### (5) 点検及び評価

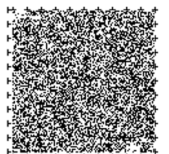
障害者総合支援法\*において、市町村は障がい福祉計画に定める事項について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること等の措置を講じることが規定されています。

このような「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のサイクルを踏まえ、成果目標（第3章参照）や各種サービスの必要見込量（第4章～第5章参照）について毎年度点検及び評価を行い、計画の着実な推進を目指します。





## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況



## 第1節 人口・世帯の状況

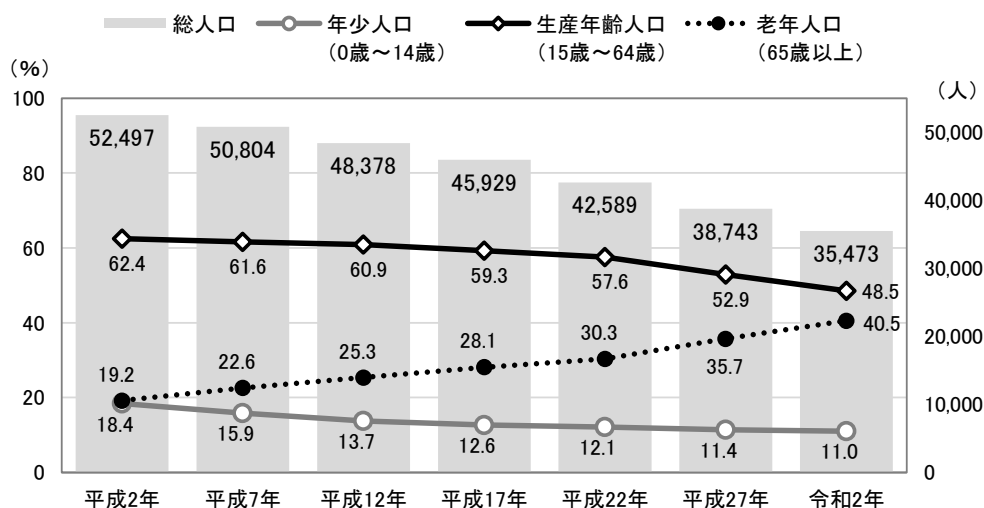
### 1 人口構成の状況

嘉麻市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、平成2年の52,497人から令和2年の35,473人となり、30年間で17,024人減少しています。

年齢3区分で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くなか、老年人口（65歳以上）の増加が顕著となっており、平成2年からの30年間で4,289人増加しています。

高齢化率をみると、平成7年には22.6%と超高齢社会（老年人口が総人口に占める割合が21%超の社会）に移行し、令和2年には40.5%となっています。

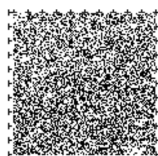
＜ 総人口・年齢3区分別人口の推移 ＞



単位：人

	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口	52,497	50,804	48,378	45,929	42,589	38,743	35,473
年少人口 (0歳～14歳)	9,655 18.4%	8,055 15.9%	6,638 13.7%	5,777 12.6%	5,156 12.1%	4,416 11.4%	3,893 11.0%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	32,761 62.4%	31,283 61.6%	29,421 60.9%	27,177 59.3%	24,520 57.6%	20,479 52.9%	17,155 48.5%
老年人口 (65歳以上)	10,051 19.2%	11,466 22.6%	12,240 25.3%	12,880 28.1%	12,910 30.3%	13,828 35.7%	14,340 40.5%

資料：国勢調査（※総人口は年齢不詳を含む）





## 2 世帯構成の状況

嘉麻市の世帯構成の推移をみると、一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年から平成2年の30年間で2,009世帯減少しています。

内訳をみると、核家族世帯（夫婦とその未婚の子、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯に占める割合は平成2年の59.9%から令和2年で55.6%まで減少しています。核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合をみると、平成2年の14.2%から令和2年の27.6%に増加しています。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の3,256世帯が令和2年では5,191世帯となっており、30年間で1,935世帯増加しています。そのうち、高齢者のひとり暮らし世帯が1,799世帯の増加で、高齢者のひとり暮らしの世帯の急増が単独世帯の増加の大きな要因といえます。また、単独世帯に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合が、平成2年の49.2%から令和2年では65.5%と増加しています。

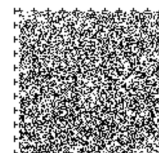
高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が急速に進行している様子がうかがえます。

< 世帯構成の推移 >

単位：世帯

	一般世帯数	核家族世帯数	高齢者夫婦のみ (夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)	単独世帯数	高齢者ひとり暮らし (65歳以上のひとりの世帯)
平成2年 (1990)	16,945 100.0%	10,147 59.9%	1,440 8.5%	3,256 19.2%	1,602 9.5%
		100.0%	14.2%	100.0%	49.2%
平成7年 (1995)	17,114 100.0%	10,145 59.3%	1,653 9.7%	3,689 21.6%	1,949 11.4%
		100.0%	16.3%	100.0%	52.8%
平成12年 (2000)	17,238 100.0%	10,104 58.6%	1,833 10.6%	4,241 24.6%	2,335 13.5%
		100.0%	18.1%	100.0%	55.1%
平成17年 (2005)	17,022 100.0%	9,852 57.9%	1,920 11.3%	4,567 26.8%	2,612 15.3%
		100.0%	19.5%	100.0%	57.2%
平成22年 (2010)	16,404 100.0%	9,397 57.3%	1,941 11.8%	4,739 28.9%	2,689 16.4%
		100.0%	20.7%	100.0%	56.7%
平成27年 (2015)	15,553 100.0%	8,886 57.1%	2,165 13.9%	4,839 31.1%	3,060 19.7%
		100.0%	24.4%	100.0%	63.2%
令和2年 (2020)	14,936 100.0%	8,298 55.6%	2,294 15.4%	5,191 34.8%	3,401 22.8%
		100.0%	27.6%	100.0%	65.5%

資料：国勢調査



## 第2節 障害者手帳所持者などの状況

### 1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳\*の所持者数の推移をみると、平成31年に2,530人であったものが、令和5年には2,261人となり、269人減少しました。

年代別にみると、18歳以上が99.0%を占めています。

障がい程度別にみると、最も重度である1級が最も多く、4級が続いています。令和5年では「1級と2級」が44.5%、「3級と4級」が38.4%、「5級と6級」が17.2%となっており、重度の手帳所持者が高い割合を占めています。

障がい種別にみると、肢体不自由の手帳所持者数が最も多く、令和5年では1,216人で、全体の53.8%を占めています。次いで、内部障がいの621人（27.5%）、聴覚・平衡機能障がいの230人（10.2%）が続いています。

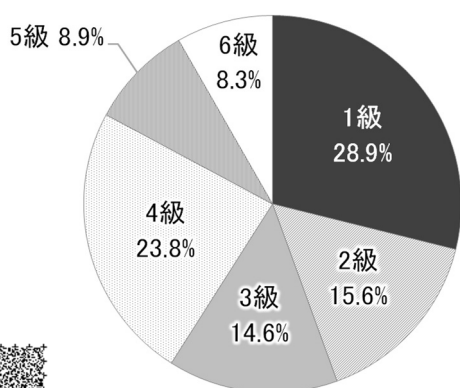
< 身体障害者手帳所持者数の推移 >

単位：人

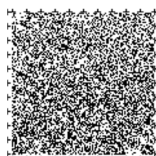
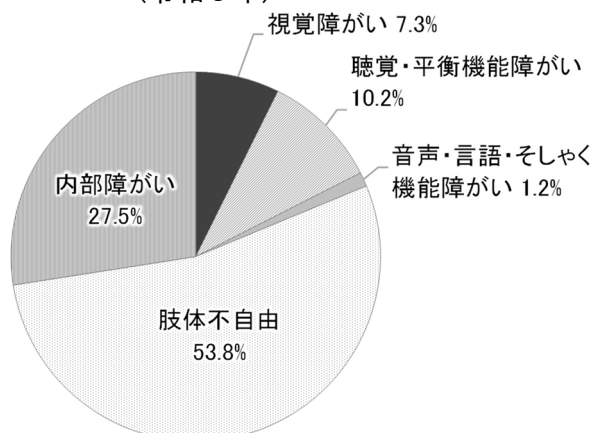
区分		平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和5年 (2023)
合計		2,530	2,455	2,409	2,312	2,261	100.0%
年代別	18歳未満	25	28	27	25	22	1.0%
	18歳以上	2,505	2,427	2,382	2,287	2,239	99.0%
障がい程度別	1級	692	680	695	664	653	28.9%
	2級	406	391	380	365	352	15.6%
	3級	377	366	351	341	329	14.6%
	4級	613	597	579	553	539	23.8%
	5級	239	223	212	199	201	8.9%
	6級	203	198	192	190	187	8.3%
障がい種別	視覚障がい	190	179	176	169	166	7.3%
	聴覚・平衡機能障がい	248	236	225	220	230	10.2%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	25	27	31	29	28	1.2%
	肢体不自由	1,474	1,408	1,346	1,268	1,216	53.8%
	内部障がい	593	605	631	626	621	27.5%

資料：障がい者福祉係（各年3月31日現在）

< 障がい程度別の割合 >  
(令和5年)



< 障がい種別の割合 >  
(令和5年)



## 2 知的障がいのある人の状況

療育手帳\*の所持者数の推移をみると、平成31年に616人であったものが、令和5年には669人となり、53人増加しました。

年代別にみると、「18歳以上」が約8割を占めています。

障がい程度別にみると、「A(重度)\*」よりも「B(中・軽度)\*」の手帳所持者数の方が多くなっています。令和5年には、「B(中・軽度)\*」の手帳所持者が392人で全体の58.6%となっています。

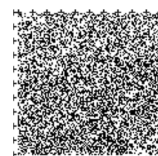
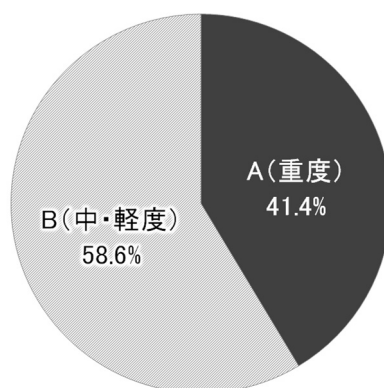
### < 療育手帳所持者数の推移 >

区分		平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和5年 (2023)
合計		616	623	639	657	669	100.0%
年代別	18歳未満	111	120	124	130	116	17.3%
	18歳以上	505	503	515	527	553	82.7%
障がい程度別	A(重度)	271	270	277	275	277	41.4%
	B(中・軽度)	345	353	362	382	392	58.6%

単位:人

資料:障がい者福祉係(各年3月31日現在)

### < 障がい程度別の割合 > (令和5年)



### 3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳\*の所持者数の推移をみると、平成31年に330人であったものが、令和5年には377人となり、47人増加しました。

年代別にみると、18歳～64歳が267人で全体の70.8%を占めています。

障がい程度別にみると、2級の手帳所持者の割合が最も高くなっています。令和5年では2級の手帳所持者が230人で全体の61.0%を占めています。

＜ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ＞

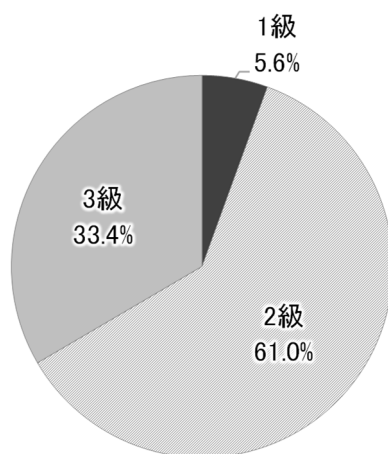
単位：人

区分		平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和5年 (2023)
合計		330	350	350	371	377	100.0%
年代別	18歳未満	20	23	19	20	14	3.7%
	18歳～64歳	228	240	248	255	267	70.8%
	65歳以上	82	87	83	96	96	25.5%
障がい程度別	1級	35	28	25	25	21	5.6%
	2級	196	210	221	234	230	61.0%
	3級	99	112	104	112	126	33.4%

資料：福岡県（各年3月31日現在）

注：平成31年と令和2年の年代別は、20歳未満、20歳～64歳、65歳以上

＜ 障がい程度別の割合 ＞  
(令和5年)



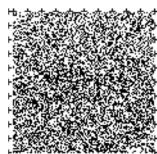
自立支援医療\*（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成31年に634人であったものが、令和5年には716人となり、82人増加しました。

＜ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移 ＞

単位：人

区分	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	634	653	497	702	716

資料：福岡県（各年3月31日現在）



## 4 難病患者の状況

「難病\*」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律\*」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。例えば、パーキンソン病\*や筋萎縮性側索硬化症（ALS）\*などが難病\*に該当します。

難病\*のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費補助制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律\*」と「改正児童福祉法\*」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。

医療費助成制度の対象となる指定難病は、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病、令和3年11月から338疾病となりました。また、小児慢性特定疾病は、平成29年4月から722疾病、平成30年4月からは757疾病、令和3年11月から788疾病となりました。

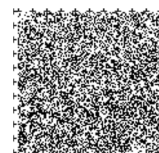
嘉麻市では、特定医療費（指定難病）受給者証\*の所持者は、平成31年の319人と令和5年の363人を比較すると44人増加しています。また、令和5年の小児慢性特定疾病医療受給者証\*の所持者は、21人となっています。

### < 特定疾患医療受給者証所持者数などの推移 >

単位：人

区分	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数 (特定医療費(特定難病)支給認定者数)	319	317	341	348	363
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数 (小児慢性特定疾病医療費支給認定者数)	19	20	22	20	21

資料：福岡県（各年3月31日現在）



## 5 障がいのある子ども・発達障がい等の支援の状況

### (1) 療育訓練について

障がいのある乳幼児、または発達の遅れや発達の過程で支援を必要とする乳幼児に対し、療育訓練を行っています。

内容については、ことば・運動の個別訓練と小集団訓練（運動訓練やソーシャルスキルトレーニング（SST）を含む訓練）、医療診察、保護者の心理相談を行っています。

令和4年度の療育事業登録者数は262人、療育事業利用者数は206人、療育事業延べ人数は774人となっています。

※SST…やり取りなどの社会性を学ぶトレーニング

#### < 療育訓練登録者数の推移 >

単位：人

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
療育事業登録者数	170	204	213	235	262
療育事業利用者数	157	193	188	153	206
療育事業延べ人数	1,073	1,047	788	539	774

資料：子育て支援課（各年度実績）

### (2) 療育訓練実施状況

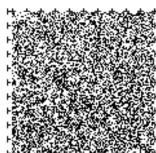
#### 1) 個別訓練

言語聴覚士による言語訓練（ことばの教室）、作業療法士による運動訓練（運動の教室）やSSTを実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度及び令和3年度では訓練の利用者が減少しています。

#### < 個別訓練の実施状況 >

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
ことばの 教室	実人数(人)	121	131	89	94	101
	延べ人数(人)	418	431	197	235	310
	日数(日)	68	71	39	45	61
運動の 教室	実人数(人)	108	112	85	111	94
	延べ人数(人)	381	401	212	375	275
	日数(日)	116	89	68	83	77
発達相談 (心理相談)	実人数(人)	-	109	98	91	155
	延べ人数(人)	-	157	130	127	189
	日数(日)	-	36	43	29	68
個別の SST	実人数(人)	-	2	0	1	0
	延べ人数(人)	-	14	0	8	0
	日数(日)	-	12	0	8	0
延べ人数合計(人)		799	1,003	539	745	774
延べ日数合計(日)		184	208	150	165	206

資料：子育て支援課（各年度実績）



## 2) 就学の状況

嘉麻市の小学校の児童数、中学校の生徒数は減少傾向にあります。特別支援学級\*の児童数、生徒数は増加傾向にあります。

令和5年度は、小学校の児童数 1,623 人のうち、特別支援学級\*の児童数は 117 人、中学校の生徒数 856 人のうち、特別支援学級\*の生徒数は 68 人となっています。

### < 就学の状況 >

単位:人

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市内小学校数	8	8	8	8	8	8
学級数	98	100	101	101	101	97
うち特別支援学級数	18	19	21	21	22	23
児童数	1,811	1,830	1,808	1,724	1,669	1,623
うち特別支援学級の児童数	76	89	105	103	113	117
市内中学校数	5	5	5	5	5	5
学級数	49	47	47	50	49	49
うち特別支援学級数	10	10	11	14	13	15
生徒数	946	911	901	874	884	856
うち特別支援学級の生徒数	38	41	38	60	71	68

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

## 3) 巡回相談の状況

嘉麻市では、児童の健やかな成長と保護者の育児不安や負担を軽減するため、市内の保育所（園）・幼稚園や学童保育所、小学校を専門相談員等が巡回訪問し、発達が気になる児童を発見し、早い段階からの支援に繋がっています。

### < 巡回相談の状況 >

単位:人

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	
保育所(園) ・幼稚園	延人数(要観察児)	376	385	242	458	494
	実人数(要観察)	281	306	225	458	487
	療育への移行	20	29	13	15	27
学童 保育所	訪問学童保育所数	7	7	7	7	7
	延べ訪問回数	18	16	28	14	14
	延べ保護者相談件数	7	15	-	-	-
小学校	訪問小学校数	8	8	8	8	8
	延べ訪問回数	58	50	50	30	41

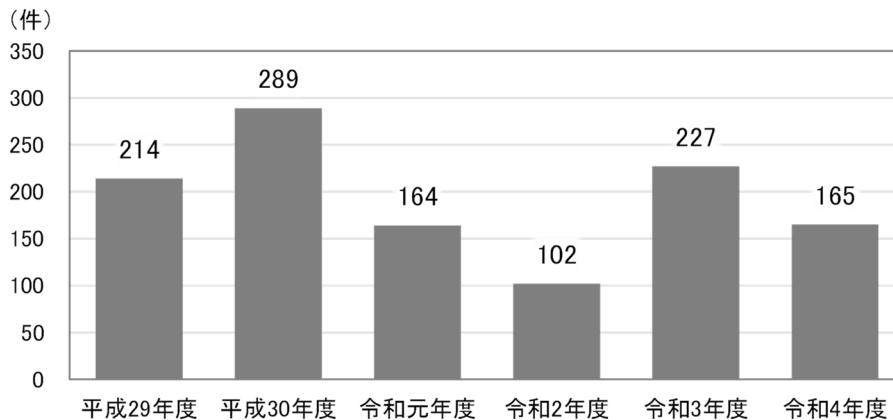
資料：子育て支援課（各年度実績）



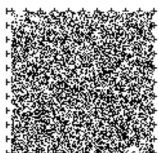
#### 4) 基幹相談支援センターにおける発達障がいに関する相談件数

平成29年から飯塚市、嘉麻市、桂川町の広域で事業を実施している、基幹相談支援センターでは、発達相談に関する相談を受け支援を行っています。

＜ 基幹相談支援センターにおける発達障がい\*に関する相談件数 ＞

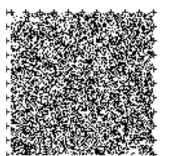


資料：社会福祉課（各年度実績）





## 第3章 令和8年度に向けた成果目標



障がいのある人や障がいのある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービス\*や障がい児通所支援などを提供する体制の確保に関する成果目標を、国の基本指針に即して、以下のとおり設定します。

## 1 施設入所者の地域生活への移行

### (1) 基本的な考え方

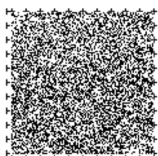
福祉施設から地域生活への移行について、適切な意思決定を行い希望する地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス\*が提供できる体制の整備と構築を進めます。

### (2) 国の基本指針

① 福祉施設入所者数の減少	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
② 地域生活への移行	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

### (3) 本市における成果目標

項目	単位	数値	考え方
入所者数(基準値)	人	84	令和4年度末の人数(A)
目標年度入所者数	人	79	令和8年度末時点の利用見込み(B)
目標値(削減見込み)	人	5	$(A) - (B) = (C)$
	%	6.0	$(C) \div (A) = (D)$ (国の基準5.0%以上)
目標値(地域生活移行数)	人	5	施設入所からグループホームなどへの移行者数(E)
	%	6.0	$(E) \div (A)$ (国の基準6.0%以上)



## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 基本的な考え方

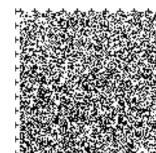
精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目的とした、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として専門部会を設置しました。圏域内の関係機関と連携し、精神障がいのある人への地域生活支援のニーズや課題を整理し、地域移行の推進に努めます。

### (2) 国の基本指針

① 精神障がい者の地域生活日数	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
② 長期入院患者の地域生活への移行	1年以上長期入院患者の一定数を地域生活へ移行することを、目標値として設定する。
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

### (3) 本市における成果目標

保健、医療及び福祉関係者による協議の場		単位	【第6期】			【第7期】		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催回数	見込み	回	5	5	5	7	7	7
	実績		2	6	-	-	-	-
参加者数	見込み	人	48	48	48	63	63	63
	実績		27	79	-	-	-	-
目標設定の回数	見込み	回	4	4	4	6	6	6
	実績		1	1	-	-	-	-
評価の実施回数	見込み	回	1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1	-	-	-



### 3 地域生活支援の充実

#### (1) 基本的な考え方

障がいのある人の高齢化・重度化とともに、「親亡き後」を見据えながら、障がいのある人やその家族が安心して住み慣れた地域で生活を継続できるように、緊急時の受入対応体制の確保、地域移行のための体験の場の活用、人材の養成・確保など支援体制の充実を図るため、飯塚圏域における「面的整備型」による地域生活支援拠点を設置しました。

機能の充実のため、コーディネーターを配置し、支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。

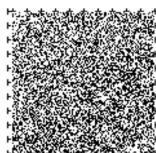
また、強度行動障がい\*のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関等が連携した支援体制の整備を進めます。

#### (2) 国の基本指針

① 地域生活支援拠点等の整備およびその機能の充実	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
② 強度行動障がい等を有する障がい者の支援体制の充実	支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### (3) 本市における成果目標

	単位	【第6期】		【第7期】		
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域生活支援拠点等の設置数	か所	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	24	24	24	24	24



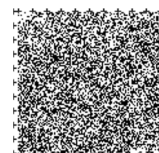
## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 基本的な考え方

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労\*に移行及び、就労定着支援事業を通じて一般就労\*の定着を進めます。

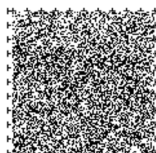
### (2) 国の基本指針

① 令和8年度の年間一般就労移行者数	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、さらに就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
② 就労定着支援事業の利用者数	令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
③ 就労定着支援事業による就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。



(3) 本市における成果目標

項目	単位	数値	考え方
年間一般就労移行者数 (基準値)	人	5	福祉施設の利用者のうち、令和3年度中に一般就労した人の数(A)
目標値(目標年度の年間一般就労移行者数)	人	7	福祉施設の利用者のうち、令和8年度中に一般就労する人の数(国の基準:令和3年度基準値の1.28倍以上) (A)×1.28=6.40
就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数(基準値)	人	1	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労した人の数(B)
目標値(目標年度の就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数)	人	2	令和8年度の就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数(国の基準:令和3年度の基準値の1.31倍以上) (B)×1.31=1.31
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	%	50	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上とすることを目標とします。
就労継続支援A型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数(基準値)	人	2	就労継続支援A型の利用者のうち、令和3年度中に一般就労した人の数(C)
目標値(目標年度の就労継続支援A型事業を通じた年間一般就労移行者数)	人	3	令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた年間一般就労移行者数(国の基準:令和3年度の基準値の1.29倍以上) (C)×1.29=2.58
就労継続支援B型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数(基準値)	人	2	就労継続支援B型の利用者のうち、令和3年度に一般就労した人の数(D)
目標値(目標年度の就労継続支援B型事業を通じた年間一般就労移行者数利用者数)	人	3	就労継続支援B型事業を通じた年間一般就労移行者数(国の基準:令和3年度の基準値の1.28倍以上) (D)×1.28=2.56
就労定着支援事業の年間利用者数(基準値)	人	3	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、令和3年度中に就労定着支援事業を利用した人の数(E)
目標値(目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数)	人	5	就労定着支援事業の年間利用者数(国の基準:令和3年度の基準値の1.41倍以上) (E)×1.41=4.23
就労定着支援事業による職場定着率	%	25	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。



## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 基本的な考え方

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備が必要なため、児童発達支援センターの設置、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、重症心身障がい\*のある子どもを支援する事業所の確保、医療的ケア児\*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置を進めていきます。

#### 1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援などを実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図っていくことが大切になります。嘉麻市では、飯塚市、桂川町と連携し、同センターへ地域の障がい児通所支援事業所や関係行政機関などとの連携を働きかけ、飯塚圏域における障がい児通所支援の体制整備の充実を図ります。

#### 2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

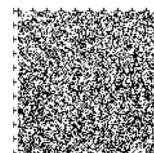
年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無にかかわらず様々な遊びを通して共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていくため、障がい児通所支援事業所等が保育所訪問支援等を活用し保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を進めます。

#### 3) 重症心身障がい\*のある子どもを支援する事業所の確保

重症心身障がい\*のある子どもが身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けることができるように、飯塚市、桂川町と連携し、地域における課題の整理やネットワークの構築などを行うことで、支援体制の充実を図ります。

#### 4) 医療的ケア児\*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて医療的ケアを必要とする子どもの地域支援に関する専門部会を設置し、地域の課題の解決を目的とした協議を行ってきました。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児\*が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行うとともに、障がい児相談支援事業所への医療的ケア児\*等に関するコーディネーターの配置を進めます。

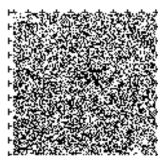


## (2) 国の基本指針

① 児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(圏域での設置可)
② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進	児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(圏域での確保可)
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(都道府県が関与した上での圏域での設置可)

## (3) 本市における成果目標

	単位	【第6期】		【第7期】	
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援センター数	か所	4	4	4	4
保育所等訪問支援事業者数	か所	7	8	9	10
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	か所	11	11	11	11
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	13	13	13	13
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3	3





## 6 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 基本的な考え方

相談支援体制を充実・強化するため、飯塚圏域において、基幹相談支援センターを設置しています。地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組など、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、個別の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、必要な協議会の体制を整備します。

### (2) 国の基本指針

① 基幹相談支援センターの設置等	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### (3) 本市における成果目標

項目	内容	単位	【第6期】			【第7期】		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	見込み	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	-	-	-
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	見込み	500	500	500	500	500	500
		実績	504	515	-	-	-	-
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	見込み	40	40	50	50	50	50
		実績	50	80	-	-	-	-
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	見込み	6	6	6	6	6	6
		実績	5	6	-	-	-	-
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	見込み	4	6	6	6	6	6
		実績	3	6	-	-	-	-



## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### (1) 基本的な考え方

障がい福祉サービス\*等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法\*の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとするサービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市町村の職員には、障害者総合支援法\*の具体的内容を理解するための取組を行い、サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとするサービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれています。また、障がい者自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

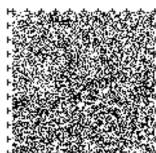
嘉麻市では、障がい福祉サービス\*等に係る福岡県が実施する各種研修をはじめ、関係機関が実施する研修を活用した職員の資質向上に努めます。また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、飯塚市・桂川町との情報共有を行うとともに、その分析結果をもとに圏域内の事業所向け説明会を実施することで、事業所運営の適正化を図ります。

### (2) 国の基本指針

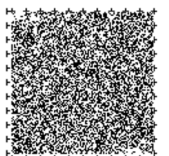
① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加
② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築

### (3) 本市における成果目標

項目	内容	単位	【第6期】			【第7期】		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	見込み	3	3	3	3	3	3
		実績	2	2	-	-	-	-
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	見込み	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	-	-	-
		見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	-	-	-

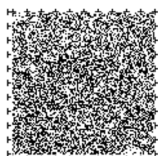


## 第4章 障がい福祉サービス



## 障がい福祉サービスの体系

サービス・支援	サービス・支援の種類	具体的なサービス・支援
障がい福祉サービス	1 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障がい者等包括支援
	2 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練（機能訓練）
		③自立訓練（生活訓練）
		④就労選択支援【新設】
		⑤就労移行支援
		⑥就労継続支援（A型）
		⑦就労継続支援（B型）
		⑧就労定着支援
		⑨療養介護
		⑩短期入所（ショートステイ）
	3 居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助（グループホーム）
		③施設入所支援
	4 相談支援	①地域移行支援
		②地域定着支援
		③計画相談支援
	5 障がい児通所支援	①児童発達支援
		②放課後等デイサービス
		③保育所等訪問支援
④居宅訪問型児童発達支援【追加】		
6 障がい児相談支援	①障がい児相談支援	



## 第1節 訪問系サービス

### 1 サービスの内容、実績および見込量

#### 【見込量の算出方法】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しました。

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

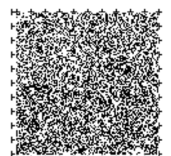
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
居宅介護 (ホームヘルプ)	実人数（/月）	112	132	142	152	163	175
	時間（/月）	1,932	2,033	2,111	2,192	2,276	2,363

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、介護老人保健施設に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援、その他必要な支援を行います。

このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
重度訪問介護	実人数（/月）	1	2	2	2	2	2
	時間（/月）	52	124	124	124	124	124



第4章 障がい福祉サービス  
第1節 訪問系サービス

③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。

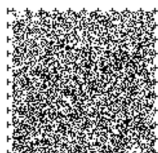
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
同行援護	実人数 (/月)	12	12	13	13	13	13
	時間 (/月)	110	92	117	117	117	117

④ 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
行動援護	実人数 (/月)	2	2	2	2	2	2
	時間 (/月)	31	32	32	32	34	34



⑤ 重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

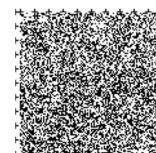
このサービスでは、さまざまなサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
重度障害者等包括支援	実人数（/月）	0	0	0	0	0	0
	時間（/月）	0	0	0	0	0	0

## 2 支援の方向性

障がいのある人や障がいのある子ども、難病\*を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス\*事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。



## 第2節 日中活動系サービス

### 1 サービスの内容、実績および見込量

#### 【見込量の算出方法】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しました。

#### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所によりさまざまなサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

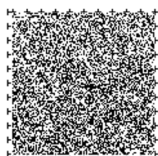
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
生活介護 ※（ ）は、内数で 重度障がい者数	実人数（/月）	170	181	184	187 (61)	190 (61)	193 (61)
	入日（/月）	3,469	3,408	3,405	3,402	3,399	3,395

#### ② 自立訓練（機能訓練）

障がいのある人または難病\*を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス\*事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション\*、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、リハビリテーション\*や歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
自立訓練（機能訓練）	実人数（/月）	1	1	1	1	1	1
	入日（/月）	22	21	22	22	22	22





③ 自立訓練（生活訓練）

障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス\*事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送るうえでまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

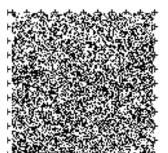
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
自立訓練（生活訓練）	実人数（/月）	8	14	10	10	10	10
	人日（/月）	136	136	172	172	172	172

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
精神障がい者の自立訓練 （生活訓練）	実人数（/月）	-	-	-	1	1	1

④ 就労選択支援

障がいのある人に対して、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、一人ひとりの希望や就労能力、適性等に沿った、きめ細かい支援を行います。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
就労選択支援	実人数（/月）	-	-	-	-	3	4
	人日（/月）	-	-	-	-	31	34



⑤ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労\*に必要な知識や能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
就労移行支援	実人数（/月）	9	23	28	36	47	59
	人日（/月）	170	186	202	226	253	283

⑥ 就労継続支援（A型）

企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労\*に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労\*への移行をめざします。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
就労継続支援（A型）	実人数（/月）	42	63	73	84	98	115
	人日（/月）	863	920	976	1,055	1,143	1,237

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労\*への移行をめざします。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
就労継続支援（B型）	実人数（/月）	186	234	261	291	325	363
	人日（/月）	3,471	3,618	3,835	4,064	4,308	4,566



⑧ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障がい福祉サービス\*事業所、医療機関などとの連絡調整などを行うサービスです。

このサービスを通じて、通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続と定着をめざします。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
就労定着支援	実人数 (/月)	3	5	6	6	7	8

⑨ 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

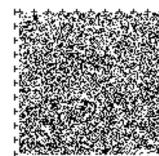
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
療養介護	実人数 (/月)	8	9	9	10	10	10

⑩ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がい\*などのある人や子どもが利用する「医療型」があります。



第4章 障がい福祉サービス  
第2節 日中活動系サービス

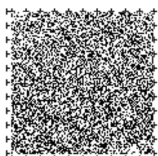
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
福祉型短期入所 (ショートステイ) ※( )は、内数で 重度障がい者数	実人数(/月)	10	27	36	48 (12)	63 (12)	84 (12)
	人日(/月)	87	94	110	129	150	176
医療型短期入所 (ショートステイ) ※( )は、内数で 重度障がい者数	実人数(/月)	1	3	2	2 (1)	2 (1)	2 (1)
	人日(/月)	1	3	6	6	6	6

## 2 支援の方向性

障がい福祉サービス\*事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、障がい福祉サービス\*事業者などと連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。併せて、公共職業安定所\*や保健福祉環境事務所\*、商工会、障がい福祉サービス\*事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センター\*などの関係機関とのネットワークの形成および障がい者トライアル雇用やジョブコーチ制度\*などの活用を促進します。

就労選択支援に関しては、就労アセスメントを行い、希望する職種や労働条件、持っている能力や適性、働き始めた後に必要な合理的配慮\*の内容などを障がいのある人と協力して進めることができる体制を整備していきます。



## 第3節 居住系サービス

### 1 サービスの内容、実績および見込量

#### 【見込量の算出方法】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しました。

#### ① 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人などが居宅における自立した日常生活を営むうえでの各般の問題につき、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言など援助を行うサービスです。

このサービスを通じて、居宅などでの生活をはじめた障がいのある人の地域生活の継続と定着をめざします。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立生活援助	実人数 (/月)	0	0	0	2	4	6

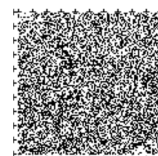
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
精神障がい者の自立生活援助	実人数 (/月)	0	0	0	0	1	1

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。ただし、共同生活が苦手な利用者にとってはデメリットとなることもあります。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
共同生活援助 ※（ ）は、内数で 重度障がい者数	実人数 (/月)	78	102	103	108 (20)	117 (20)	127 (20)



第4章 障がい福祉サービス  
第3節 居住系サービス

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
精神障がい者の共同生活援助	実人数 (/月)	29	23	30	34	34	34

③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

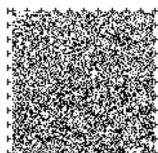
生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
施設入所支援	実人数 (/月)	84	84	82	80	78	76

## 2 支援の方向性

共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。自立生活援助についても同様です。そのため、地域住民の理解を促すとともに、障がい福祉サービス\*事業者や障がいのある人にかかわる諸団体などへの情報提供などを行い、整備の支援に努めます。

施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。



## 第4節 相談支援

### 1 サービスの内容、実績および見込量

#### 【見込量の算出方法】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しました。

#### ① 地域移行支援

障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービス\*の体験的な利用支援など必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備などの支援を行うことで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
地域移行支援	実人数	0	1	1	1	1	

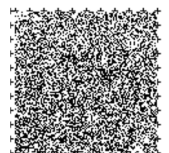
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
精神障がい者の地域移行支援	実人数	0	0	0	1	1	

#### ② 地域定着支援

単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の継続をめざします。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
地域定着支援	実人数	0	0	0	1	2	



第4章 障がい福祉サービス  
第4節 相談支援

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
精神障がい者の地域定着支援	実人数	0	0	0	1	1	1

③ 計画相談支援

サービス利用支援では、障がい福祉サービス\*の利用申請時の「サービス等利用計画\*案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画\*」の作成を行います。

このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画\*」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

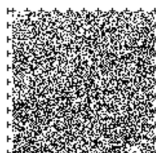
このサービスでは、サービス利用支援と同様、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
計画相談支援	実人数	523	539	559	581	603	625

## 2 支援の方向性

障がい福祉サービス\*を利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい者支援施設などに入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着をすすめるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応など）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。





## 第5節 障がい児通所支援

### 1 サービスの内容、実績および見込量

#### 【見込量の算出方法】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しました。

#### ① 児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

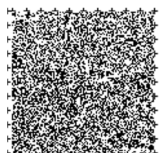
福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
児童発達支援	実人数（/月）	55	70	71	72	72	73
	人日（/月）	732	683	698	714	729	745
医療型児童発達支援	実人数（/月）	0	0	0	0	0	0
	人日（/月）	0	0	0	0	0	0

#### ② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
放課後等デイサービス	実人数（/月）	93	123	124	126	127	129
	人日（/月）	1,434	1,687	1,724	1,762	1,801	1,841



③ 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
保育所等訪問支援	実人数（/月）	1	10	10	10	10	10
	入日（/月）	1	6	6	6	6	6

④ 居宅訪問型児童発達支援

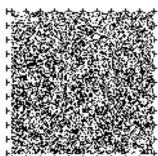
重度の障がいなどがある子どもで、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合でも発達支援サービスが受けられるように、平成30年度から実施されている支援です。

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
居宅訪問型児童発達支援	実人数（/月）	0	0	0	1	1	1
	入日（/月）	0	0	0	1	1	1

2 支援の方向性

障がい福祉サービス\*事業者や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。



## 第6節 障がい児相談支援

### 1 サービスの内容、実績および見込量

#### 【見込量の算出方法】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しました。

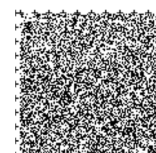
#### ① 障がい児相談支援

障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がい児相談支援	実人数	177	201	203	205	208	210

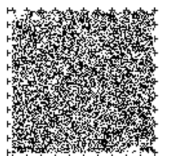
### 2 支援の方向性

サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。



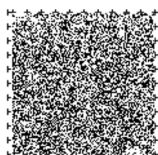


## 第5章 地域生活支援事業



## 地域生活支援事業の体系

事業	事業の種類	具体的な事業
地域生活支援事業	1 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業
	2 任意事業	①日常生活支援 ②社会参加支援



## 第1節 必須事業

### 1 サービスの内容、実績および見込量

#### 【見込量の算出方法】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、算出しました。

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をするうえで生じる「社会的障壁\*」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会や啓発活動などを行います。

#### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

具体的には、障がいのある人やその家族の団体などに対して、活動にあたっての補助金を支給します。また、災害対策として、地域での避難行動要支援者\*の名簿、避難支援計画（個別計画）の作成を進め、災害時の安全な避難誘導の体制づくりに努めます。

#### ③ 相談支援事業

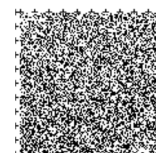
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護\*のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

#### 【障がい者相談支援事業】

障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、障がい福祉サービス\*の利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護\*のために必要な援助などを行います。

嘉麻市では、飯塚市と桂川町の広域で本事業を実施しています。

障がい者相談支援事業	実施形態	広 域：飯塚圏域（嘉麻市、飯塚市、桂川町）
	実施者	委託先：飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター



## 第5章 地域生活支援事業

### 第1節 必須事業

#### 【基幹相談支援センター等機能強化事業】

嘉麻市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、相談支援機能の強化を図ることや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導や助言、情報収集や提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです。

嘉麻市では、飯塚市と桂川町の広域で基幹相談支援センターを設置しています。

#### 【住宅入居等支援事業】

知的障がい者・精神障がい者などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
障がい者相談支援事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	延べ件数	2	2	3	3	3	3

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

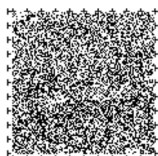
障がい福祉サービス\*を利用または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度\*の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
成年後見制度利用支援事業	延べ件数	0	1	2	2	2	2

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度\*における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。





⑥ 意思疎通支援事業

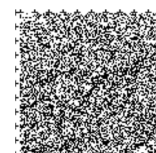
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者\*や手話奉仕員\*の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話奉仕員派遣 /手話通訳者派遣	延べ回数	128	2	15	15	15	15
手話通訳者設置	設置人数	1	0	1	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具\*の給付または貸与を行います。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具ならびに障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどのうち、障がいのある人および介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具および衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。



第5章 地域生活支援事業  
第1節 必須事業

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	延べ件数	4	2	4	4	4	4
自立生活支援用具	延べ件数	4	4	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	延べ件数	7	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	9	2	9	9	10	10
排泄管理支援用具	延べ件数	1,475	1,511	1,528	1,545	1,563	1,580
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	延べ件数	1	1	1	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、嘉麻市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員\*（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

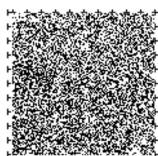
サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	8	10	10	10	10	10

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）、グループ活動などの複数に対する同時支援（グループ支援型）を行います。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
移動支援事業 (個別支援型)	実利用者数	187	217	217	217	217	217
	延べ時間	1,710	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673
移動支援事業 (グループ支援型)	実利用者数	24	1	10	10	10	10
	延べ時間	94	7	210	210	210	210



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター\*では、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

嘉麻市では、地域活動支援センター\* I型を飯塚市と桂川町の広域で設置しています。

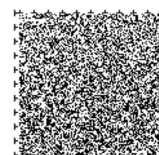
地域活動支援センター\* I型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など（基礎的事業）に加え、その機能を強化するため、専門職（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施するとともに、相談支援事業も併せて実施します。

地域活動支援センター*	実施形態	広域：嘉麻市、飯塚市、桂川町
	実施者	委託先：NPO嘉飯山ネット BASARA 施設：地域活動支援センター* izumi

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
地域活動支援センター I型	人/月	23	18	17	16	15	14
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

## 2 支援の方向性

事業内容の広報や啓発に努めながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場や活動の場の充実を図ります。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。



## 第2節 任意事業

### 1 サービスの内容、実績および見込量

必須事業のほか、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むために求められる日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）や社会参加支援（自動車運転免許取得・改造助成）を行います。

#### 【見込量の算出方法】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、算出しました。

#### ① 日常生活支援

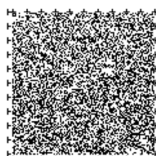
##### 【訪問入浴サービス】

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴および清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

##### 【日中一時支援】

日中において介護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人に対して、社会福祉法人や障がい福祉サービス\*事業所などが、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労および一時的な休息を支援します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
訪問入浴サービス	実利用者数	2	2	2	2	2	2
	延べ回数	100	99	80	80	80	80
日中一時支援	実利用者数	34	41	41	42	42	43
	延べ回数	1,181	1,513	1,689	1,885	2,104	2,349



## ② 社会参加支援

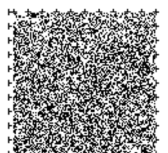
### 【自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成】

障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

サービス名	単位	【第6期】			【第7期】見込み		
		実績		見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
自動車運転免許取得費助成	延べ件数	4	4	6	6	6	6
自動車改造費助成	延べ件数	2	0	2	2	2	2

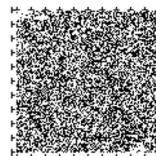
## 2 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。





## 資料編



## 1 嘉麻市障がい者施策推進協議会条例

### ○嘉麻市障がい者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障がい者に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、障害者基本法\*(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、嘉麻市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(全部改正〔平成30年条例30号〕)

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び実施状況に関する事項
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項に関する事項
- (4) その他障がい者福祉に関し、市長が特に必要と認めた事項

(全部改正〔平成27年条例11号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 社会福祉関係者 2人以内
- (3) 障がい者福祉団体等関係者 3人以内
- (4) 教育関係者 1人以内
- (5) 関係行政機関職員 2人以内
- (6) 市民からの公募による者 2人以内

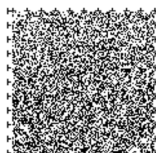
(一部改正〔平成27年条例11号・30年30号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)





(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成30年条例30号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月16日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

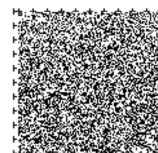
附 則(平成30年6月26日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嘉麻市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、嘉麻市子ども・子育て支援会議条例の一部改正、嘉麻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会条例の一部改正、嘉麻市障害者施策推進協議会条例の一部改正、嘉麻市健康づくり推進協議会条例の一部改正、嘉麻市学力向上推進プロジェクト協議会の一部改正、嘉麻市社会教育委員条例の一部改正及び嘉麻市青少年問題協議会条例の一部改正に係る経過措置)

2 それぞれの条例における組織構成に関する改正規定は、この条例施行の際現に協議会等の委員である者の任期終了日後から適用する。

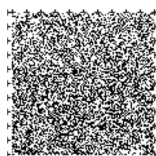


## 2 嘉麻市障がい者施策推進協議会委員名簿

団体名	役職	氏名	備考
嘉麻市社会福祉協議会	相談専門員	吉田 文平	
嘉麻市民生委員児童委員協議会	副会長	中村 恒行	
嘉麻市身体障害者福祉協会	会長	古川 勤	
嘉麻市手をつなぐ育成会	会長	横山 利恵子	
嘉飯山地区精神障害者家族会 いずみ会	理事	西村 若恵	
NPO 法人 嘉飯山ネット BASARA	事務局長	藤嶋 勇治	副会長
福岡県立嘉穂特別支援学校	教諭	吉富 有希子	
飯塚医師会	理事	藤木 健弘	会長
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	亀崎 満	
飯塚公共職業安定所	次長	大滝 知幸	
公募委員		池田 幸子	

## 3 計画策定の経緯

開催日	会議	内容
令和5年 8月2日	第1回協議会	計画の策定方法についての説明
令和5年 10月4日	第2回協議会	計画骨子案の協議
令和5年 12月6日	第3回協議会	計画素案の協議
令和6年 1月4日 ～ 2月2日		パブリックコメント
令和6年 2月14日	第4回協議会	計画案の協議・承認



## 4 用語解説

あ行

### ■ 一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

### ■ 医療的ケア児

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為が必要な18歳未満の障がい児のこと。

か行

### ■ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治療のための有効な治療法は現在確立されていない。

### ■ 強度行動障がい

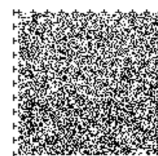
直接的な他害（噛み付き、頭突きなど）や間接的な他害（睡眠の乱れ、特定の物や状況への固執など）及び自傷行為などが「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

### ■ 権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

### ■ 公共職業安定所

通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。



## ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置 その他の措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。

## ■合理的配慮

障害者権利条約\*で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

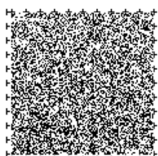
さ行

## ■サービス等利用計画

障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する計画。平成 27 年度から、障がい福祉サービス等を利用するすべての人がサービス等利用計画を作成することとなった（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

## ■支援費制度

都道府県や市町村が、サービスの内容および提供事業者などを決定する措置制度に替わって、平成 15 年から開始された障がい福祉サービス\*の利用制度。この制度のもとで、障がいのある人自身が、希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する仕組みが開始された。その後、平成 18 年に施行された障害者自立支援法\*、さらに、平成 25 年に施行された障害者総合支援法\*に基づき、給付の仕組みは変更されている。



## ■ 児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の子どものニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

## ■ 社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

## ■ 社会モデル

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考えられる。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、たとえば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

## ■ 重症心身障がい

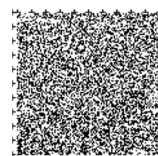
重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態。

## ■ 小児慢性特定疾病医療受給者証

小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。小児慢性特定疾病医療費助成制度とは、児童福祉法\*に基づき、厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童などで、その疾病の程度が一定程度以上である児童などの保護者に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

## ■ 手話通訳者

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。



## ■手話奉仕員

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

## ■障害者基本法

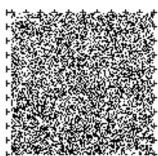
障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

## ■障害者権利条約

平成 18 年（2006 年）12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、「(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重、(b) 無差別、(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容、(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、(e) 機会の均等、(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ、(g) 男女の平等、(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性（アイデンティティ）を保持する権利の尊重」を一般原則とし、「障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること」を一般的義務とする。なお、日本は平成 19 年（2007 年）に署名、平成 26 年（2014 年）に批准した。

## ■障害者雇用促進法

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーション\*や在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。



## ■ 障害者差別解消法

国連の障害者権利条約\*の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

## ■ 障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用などの関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

## ■ 障害者自立支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法\*に改正された。

## ■ 障害者総合支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス\*に係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法\*。

## ■ 障害者文化芸術推進法

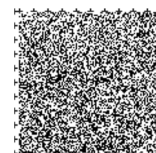
障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的とした法律。

## ■ 障害者優先調達法

国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等から物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じるよう定めた法律。

## ■ 障がい福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法\*で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。



## ■ ジョブコーチ

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

## ■ ジョブコーチ制度

障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場などに出向いて直接支援を行うほか、事業主などに対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成 14 年に障がいのある人の雇用支援事業として開始された。

## ■ 自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法\*で規定される。

## ■ 身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

## ■ 精神障害者保健福祉手帳

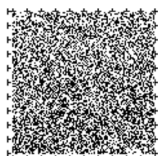
精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1 級、2 級、3 級とされている。市町村が窓口であり、2 年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

## ■ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

## ■ 成年後見制度利用促進法

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度\*利用促進会議および成年後見制度\*利用促進専門会議を設置すること等により、成年後見制度\*の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する法律。





## た行

## ■ 地域活動支援センター

障害者総合支援法\*に基づき、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

## ■ 特定医療費（指定難病）受給者証

難病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。難病医療費助成制度とは、難病\*の患者に対する医療等に関する法律に基づき、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

## ■ 特別支援学級

小学校、中学校等において障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される少人数の学級のこと。

## な行

## ■ 難病

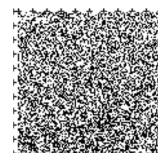
医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱において、難病は、(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律\*」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

## ■ 難病の患者に対する医療等に関する法律

難病\*の患者に対する医療その他難病\*に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病\*の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病\*の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

## ■ 日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。



は行

### ■パーキンソン病

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

### ■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### ■発達障害者支援法

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がい\*のある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がい\*のある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がい\*の早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がい\*のある人の自立および社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

### ■バリアフリー

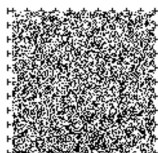
障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ■避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

### ■保健福祉環境事務所

県の機関で、県民の健康づくりや食中毒、感染症への対応、犬猫の引取、特定疾患や未熟児への医療費助成、母子家庭、生活困窮者への生活支援、医療機関や介護事業者の許認可・指定指導、廃棄物対策、大気・水質の保全、地球温暖化対策、生物多様性保全など、保健・福祉・環境に関する相談やサービスの提供、ならびに県下、市町村への専門的・技術的助言を行っている。



## ■リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

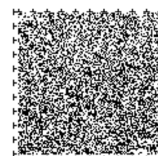
## ■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

A（重度）とは、知能指数（IQ）がおおむね 35 以下で、社会生活をするには、個別的な援助が必要な状態。例えば、読み書きや計算は不得手だが、単純な会話はできる。生活習慣になっていることであれば、言葉での指示を理解し、ごく身近なことについては、身振りや 2 語文程度の短い言葉で自ら表現することができるなど。

B（中度）とは、知能指数（IQ）がおおむね 36 から 50 で、何らかの援助のもとに社会生活が可能な状態。例えば、簡単な読み書き計算ができるが、それを生活場面で実際に使うのは困難。具体的な事柄についての理解や簡単な日常会話はできるが、日常生活では声かけなどの配慮が必要。

B（軽度）とは、知能指数（IQ）がおおむね 51 から 75 で、簡単な社会生活の決まりに従って行動することが可能な状態。例えば、日常生活に差し支えない程度に身の事柄を理解できるが、新しい事態や時や場所に応じた対応は不十分など。



**第7期嘉麻市障がい福祉計画・  
第3期嘉麻市障がい児福祉計画**

---

発行年月 令和6年3月

編集・発行 嘉麻市

〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

TEL:0948-42-7458 / FAX:0948-42-7091

